

## 令和5年度事業計画大綱

### 1 NOSAIを取り巻く情勢

昨年は、3年目に入った新型コロナウイルス感染症も、1月にはデルタ株からオミクロン株への置き換わりが始まり、全世界で149か国から感染例が報告され、今もなお変異を繰り返し我々の生活を脅かしている。また、国はオミクロン株の流行が続く中、重症化予防はもとより、感染や発症を予防する目的で、2価ワクチンの追加接種を推奨しているが、行動制限のない年末年始を迎えて、1月6日国内の新規感染者数は246,632人報告される事態となった。さて、令和4年は年明けから全国各地で震度5を超える地震が頻発した。3月16日にはマグニチュード7.4の地震により、宮城県登米市、福島県相馬市を中心に5万棟の住宅に被害が発生したほか、東北新幹線では営業中の車両が脱線する事故も発生した。また、7月15日未明から16日昼頃にかけて宮城県では広い範囲で雨となり、東松島市付近、松島町付近で1時間に約100ミリの猛烈な雨を観測し、大崎市の名蓋川や桶谷町の出来川の決壊など県北部を中心に河川の氾濫、土砂災害などにより多くの住宅被害が発生した。このような集中豪雨や線状降雨帯の発生状況に合わせて、気象庁では警戒レベル5「緊急安全確保」などを発令し、ただちに自らの命を守る最善の行動をとるなどの情報提供を行う場面が多く見られた。

ところで、政府は農林水産業の成長産業化と農山漁村の次世代への継承を図り、みどりの食料システム戦略や農産物輸出振興、農業の生産や流通の現場でのデジタル技術・AI・ロボットの活用等に取り組んでいる。また、穀物・農業資材等の高騰については、総合経済対策を始め、予備費や補正予算による措置を講じてきた。更には、食料安全保障の強化に向け、食料・農業・農村基本法の見直しを進めることとし、そのための検証を始めたところである。一方、農業保険法については、施行後4年を目途として、収入保険その他の農業保険の制度の在り方等について検討が行われ、一定の見直しが図られたところである。

さて、令和5年度農業保険関係予算については、昨年12月23日の閣議において、昨年度より100億6,600万円増の1,107億5,600万円が概算決定された。うち、農業共済関係事業が801億1,300万円と昨年から21億5,900万円削減された一方で、収入保険関係事業では306億4,300万円となり、昨年度に比べ122億2,500万円の大幅な増額となった。その内訳では農業経営収入保険料と特約補填金の国庫負担金として、119億5,100万円の増額、農業経営収入保険に係る事務費及び加入支援として2億7,400万円の増額となっており、令和10年3月までの5年間に、加入資格を有する経営体の概ね半数の全国17万経営体を加入目標としている。

目標達成に向けた役職員の行動として、農業・農村における多様な動きが進む各地域の特性を踏まえた加入推進を通じて、農業経営の基幹的なセーフティネットとしての農業保険を、農業の生産現場により深く浸透し、農業資産及び生活資産を総合的に補償するため、「より身近に、より丁寧に、農家のもとへ」を行動スローガンとして、我々役職員はこれまで以上に農家に出向き、各々の経営・生活実態に即した最適な加入プランを提案し、運動目標の達成に取り組まなければならない。

## 2 令和5年度団体運営の重点事項

### (1) 農業共済制度への対応並びに事業推進目標の達成と加入推進強化

顧客リストの整備・更新に努め、農業共済と収入保険の一体的な推進を図り、特に未加入者に対する加入推進を徹底する。また、さとうきび共済及び園芸施設共済を中心に事業推進目標の達成を図るとともに、任意共済では特約の付帯を勧め、家畜共済では高い付保割合での加入を推進することで、補償の充実を図る。

- ①畑作物共済については、種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部、与論島における主要作物の『さとうきび』において、島別の加入率に格差があり、加入率が伸び悩んでいることから、島別に加入率に応じた目標設定を行い加入推進を図る。また青色申告者には農業経営収入保険への加入を勧める。
- ②園芸施設共済については、農林水産省が令和6年度の園芸施設共済の全国戸数加入率目標80%達成のため、鹿児島県を加入推進最重点地域に指定し、令和6年度までに戸数加入率目標70%を設定している。目標達成に向けて品目や地域等、推進ターゲットを設定し、関係団体等との連携をさらに強化しながら、集団加入の協定締結等を活用するなどして積極的な加入推進を図る。
- ③任意共済については、制度共済並びに収入保険加入者の加入状況の再点検により推進対象者を明確にして、加入可能額を上限とした共済金額での引受を推進する。また加入者の補償の充実を図るため、臨時費用担保特約等を付帯した加入を押し進める。
- ④家畜共済については、畜産経営の安定に寄与するため、死亡廃用共済と疾病傷害共済のセット加入を基本とした提案型推進を図る。特に全国1位の飼養頭数を誇る肉豚について、引受拡大に向け、養豚協会等の関係機関との連携を深め、制度の周知を図りながら加入推進に努める。なお、鹿児島県鹿児島郡十島村については、一県一組合化を機に家畜共済事業が開始されたが、一方でまだ実施されていない三島村についても行政と連携しながら事業の実施と加入推進を図る。
- ⑤農作物共済については、農業再生協議会及び関係機関と連携し、有資格農業者に関する情報収集を行うことで、稲作農家の動向を把握し、全相殺方式をはじめ各方式への加入をパンフレット等用いて提案しながら、個別訪問などによる加入推進に取り組む。また、青色申告者には、農業経営収入保険への加入を勧める。

(2) 農業経営収入保険制度への対応

農業経営収入保険制度については、関係機関・団体と連携し、更なる普及活動を図るとともに、新たに始まる収入保険加入支援事業を活用して、オンライン申請による加入サポートや税申告関係書類の記帳サポートなど加入のための支援を積極的に行い、令和9年度目標である全国17万経営体の本県応分3,950経営体の引受達成を目指す。

また、農業簿記研修会や収入保険担当者会を開催し、実務の習熟をはかり、本所・支所全職員による取り組みで加入推進体制を強化する。

(3) 制度の見直しへの対応

制度の見直しについては、講習会を開催するなど職員自ら改正内容を熟知する機会を設けるとともに、県下統一した推進方策等を検討する。

(4) 将来を見据えた団体運営の検討

農家戸数並びに共済資源の減少は今後も続くと予想され、NOSAI 団体を取り巻く環境は依然として厳しい。このような状況の下、事業を今後も安定的に運営していくために、組織的な統制を図り、収入の確保と経費の節減に努めるとともに、より一層の合理的で効率的な団体運営を推し進める。

(5) 家畜診療所の経営安定化

畜産農家の経営に寄与し、さらに地域から期待される家畜公衆衛生に係る役割を果たすためには、家畜診療所の体制の充実が肝要であることから、現状の獣医師不足の解消を図るため、各診療所間の連携を密にし、診療所獣医師の相互派遣体制の構築を進めるとともに、獣医系大学との連携を強化しつつ、「獣医師養成確保修学資金支給事業」を活用するなど、継続して新規獣医師の確保を図る。

また、畜産農家からの信頼に応えられるよう内外の研修を受講し診療技術の向上に努める。

(6) コンプライアンス並びにリスク管理態勢の確立

監査室を中心として態勢の整備に努め、講習会等を通して役職員のさらなる資質向上と法令遵守態勢の確立を図り、NOSAI 団体に求められる高い公共性と適正な事業運営に対応する倫理観の高い職場作りに努める。

(7) 「未来へつなぐ」サポート運動の積極的展開

新しく始まる本運動については、「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の構築に向け、行動スローガンである「より身近に、より丁寧に、農家のもとへ」を積極的に実践する。また、農業の生産現場により深く浸透し、農業経営の基幹的セーフティネットとしての農業保険を最適な加入プランで提案を行い、全ての農業者への加入を推進する。